

日直・当番

7月5日(土)～8月3日(日)

救 急 医			
7月 6日(日)	大 石 医 院		☎82-2014
7月13日(日)	薬 師 寺 医 院		☎82-3085
7月20日(日)	秋 岡 医 院		☎82-2617
7月21日(月)	小 宅 医 院		☎82-2015
7月27日(日)	池 邊 整 形 外 科		☎82-3588
8月 3日(日)	金 田 医 院		☎82-2881



※市報発行後変更する場合があります。
消防署☎82-3000で確認してください。
平日の当番医も同じ番号で確認できます。

歯 科 医			
(臼津歯科医師会) 9時～18時			
7月 6日(日)	増 村 歯 科 医 院 (津)		☎82-9288
7月13日(日)	白 杵 矢 田 歯 科 医 院 (白)		☎63-1168
7月20日(日)	上 杉 歯 科 医 院 (津)		☎82-8420
7月21日(月)	鳥 越 歯 科 医 院 (白)		☎63-3118
7月27日(日)	秋 岡 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク (津)		☎82-8228
8月 3日(日)	安 藤 歯 科 医 院 (白)		☎63-6152

水 道 修 理			
7月 5日(土)	水道サービスセンター		☎82-1992
7月 6日(日)	㈱ 九 電 工		☎82-5228
7月12日(土)	水道サービスセンター		☎82-1992
7月13日(日)	㈱ 後 藤 設 備 鉄 工		☎82-2740
7月19日(土)	水道サービスセンター		☎82-1992
7月20日(日)	高 山 水 理 工 業		☎82-2426
7月21日(月)	㈲ 松 岡 水 道 工 業		☎82-1315
7月26日(土)	水道サービスセンター		☎82-1992
7月27日(日)	㈲ 亀 井 水 道 工 業 所		☎82-2233
8月 2日(土)	水道サービスセンター		☎82-1992
8月 3日(日)	川 野 水 道 工 業 所		☎82-5563

下 水 道 修 理			
7月 5日(土)	㈱ 宏 栄 建 設		☎82-1530
7月12日(土)	津 久 見 建 設 ㈱		☎82-5291
7月19日(土)	㈱ 東 和 建 設		☎82-4188
7月26日(土)	津 港 建 設 ㈱		☎82-2248
8月 2日(土)	㈲ 丸 木 組		☎84-9131

※その他は水道修理と同じ

二村	中岡	板井	神田	宇都宮	太田	三木	鎌 茨	薬 師	山 田	吉 田	上 野	鳥 越
壽	正 美	猛 雄	泰 信	エミ子	敏 信	亀 重	多 美 子	寺 正 己	千 枝 子	カネ子	明	鋭 洋
79	83	79	82	88	84	81	75	90	69	87	79	71
入船西町	門前町	中央町	元町	大字津久見	大字堅浦	大字保戸島	上宮本町	徳浦宮町	大字津久見	元町	新町	合ノ元町

年金だより

「国民年金保険料の免除制度」をご存知ですか。

国民年金には経済的な理由で保険料(月額14,410円)の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除又は一部納付(一部免除)の制度があります。これまでの制度は

- 「全額免除制度」
→保険料の全額が免除
- 「半額納付制度」
→保険料の2分の1を納付(7,210円)

の2種類でしたが、平成18年7月から

- 「4分の1納付制度」
→保険料の4分の1を納付(3,600円)
- 「4分の3納付制度」
→保険料の4分の3を納付(10,810円)

の2種類が制度に追加されました。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

また、「若年者納付猶予制度」、「学生納付特例制度」等の制度もあります。

申請は毎年必要ですので、6月まで承認(全額・半額免除・若年者納付猶予)を受けていた方で、今年度も免除を希望する場合は必ず再度、市民生活課国保年金班にて申請をしてください。

なお、全額免除、若年者納付猶予を承認された方で、継続申請の申し込みをされている方は、申請は不要です。

詳しくは、
佐伯社会保険事務所 ☎0972-22-1970
市民生活課国保年金班 ☎82-4111(内線114)
までお問い合わせください。